

**長野県自転車用ヘルメット着用促進のための広報啓発活動委託業務
仕様書（案）**

この仕様書は、長野県（以下、「県」という。）が委託事業者（以下「受託者」という。）に対して、「長野県自転車用ヘルメット着用促進のための広報啓発活動委託業務」を委託するにあたり、その仕様等に関し、必要な事項を定めるものである。

1 件名

長野県自転車用ヘルメット着用促進のための広報啓発活動委託業務

2 委託期間

契約日から令和7年（2025年）3月31日（月）まで

3 業務概要

令和5年4月1日の改正道路交通法の施行により、自転車乗用時のヘルメット着用が努力義務化されてから1年以上経過しているが、ヘルメットの着用率は低水準のままである。このことから、従来の啓発活動に加えて、特に高校生・大学生等自転車の利用機会の多い年代に向けて今までとは違った視点から自転車用ヘルメットの着用を促進し、自転車を安全に利活用する意識の向上と自転車用ヘルメットの着用率の向上を図り、自転車事故のない長野県を目指していく。

4 主な業務スケジュール

| 年月 | 業務内容 |
|----------------------------------|--|
| 令和6年8月下旬 | ・契約予定日 |
| 令和6年9月20日（金） | ・秋の全国交通安全運動出発式後に自転車用ヘルメット着用促進プロジェクトスタートイベントの開催 |
| 令和6年9月20日（金）から 11月30日（土）まで | ・県内各地においてヘルメット着用促進に係る啓発イベントの開催・運営 |
| 令和6年9月20日（金）から 令和7年3月31日（月）まで | プロジェクト関連LPの企画・運営管理 |
| 令和7年3月31日（月） | ・業務完了報告書の提出 |

5 業務内容

下記(1)～(3)について、効果的な実施方法の提案及び実施を求める。

(1) プロジェクトスタートイベント

ア 広報の対象

秋の全国交通安全運動出発式に併せてイベントを行うことで、多くのメディア媒体に

取り上げていただき、年代や地域の隔たりなく、できる限り多くの方々に向けて、自転車用ヘルメット着用を周知する。

イ 実施日

令和6年9月20日（金）秋の全国交通安全運動出発式後

ウ イベント内容

秋の全国交通安全運動に出席したゲストを起用したヘルメット着用啓発

(2) 県内各地でのヘルメット着用促進に係る啓発イベントの実施

ア 参加対象

メインターゲットである高校生・大学生

イ 実施期間

令和6年9月下旬から11月末。

12月以降は、冬期は自転車利用者の減少により、啓発の効果が見込めなくなるため11月末までに行う。

ウ 啓発イベントの内容

自転車用ヘルメットの着用に抵抗感があった年齢層の方にヘルメットを着用したくなるようなもの。

エ 留意事項

実施場所については、契約後県と受注者で検討する。（使用料等が発生する場合は経費に含むものとする）

(3) プロジェクト関連LPの企画・運営・管理

ア LP内容

- ・プロジェクト内容の紹介
- ・イベント告知

イ LPの対象

- ・範囲：長野県全域
- ・年齢層：15歳～65歳以上及び年齢不明層

ウ 配信期間

令和6年9月20日（金）から令和7年3月31日（月）

配信期間については、上記を基本とし開始・終了時期等の詳細は県との協議の上、決定する。

6 成果品

(1) 委託業務完了報告書（本業務で実施された内容、講じた改善策及び結果等）

業務終了後は、配信実績・効果測定、及び今後の改善策について分析を行い、分かりやすく示した業務完了報告書を作成し、提出すること。

※納品期限 令和7年3月31日

(2) 権利の帰属

- ア 委託により作成された成果品に関する全ての権利は、委託者に帰属する。また、著作権、肖像権等に関して、権利者の許諾が必要な場合は受託者において必要な権利処理を行うこと。
- イ 本事業成果品等に係る権利は、受託者が従前権利を有していたものを除き、委託者に帰属する。なお、受託者は加工及び二次利用（商用目的を含む）出来るものとする。留保される権利について、委託者に無期限で使用許諾し、一切の権利行使をしないこと。

7 成果品の提出先

〒380-8570

長野県長野市大字南長野字幅下 692-2 長野県庁西庁舎 2 階

長野県県民文化部くらし安全・消費生活課 交通安全対策係

8 留意事項

- (1) 業務の実施に当たっては、委託者とよく相談して行うこと。
- (2) 受託者は、やむを得ない事情により、本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ委託者と協議の上、承諾を得なければならない。
- (3) 受託者は、仕様書に記載されていない事項については、委託者の指示に従わなければならない。
- (4) 委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、書面によりこれを定める。
- (5) 受託者は、本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合には、委託者と協議しなければならない。
- (6) 受託者は、事業を履行するにあたり、第三者に損害を与えたときは、その損害の賠償を行うこととする。
- (7) 本仕様書に定めのない事項については、委託者と受託者が協議して決定する。